

鹿児島大学における鹿大「進取の精神」支援基金
学生海外派遣事業（長期派遣留学）実施要項

平成 28 年 7 月 25 日

学長裁定

（目的）

第 1 鹿大「進取の精神」支援基金（以下「鹿大基金」という。）にて実施する学生海外派遣事業（長期派遣留学）（以下「長期派遣留学」という。）は、グローバルな視座で革新的に地域を見る目を備え、新たな視点で仕事を創出して地域活性化に資する、将来鹿児島で活躍するグローバル人材を育成することを目的とする。

（対象者）

第 2 長期派遣留学の対象者は、次に掲げる者とする。

- （1）本学の学部生又は大学院生であり、かつ、人物及び学業ともに優秀であるとして、所属する学部長又は研究科長から推薦された者
- （2）鹿児島地域への貢献、活性化に繋がるテーマを持つ海外活動（実地体験も留学に含む）及び地域活性化に寄与する帰国後の活動を含めた留学を企画する者
- （3）原則として 10 週間以上 1 年未満留学し（1 学期以上推奨）、留学後は帰国して本学に引き続き在籍する者
- （4）原則として応募時点で受入機関の承諾が得られ、留学が実現可能な者
- （5）事業年度の 3 月 31 日までに留学を開始する者

（事業年度）

第 3 事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

（支援内容）

第 4 長期派遣留学は、次に掲げる経費を支援する。

- （1）留学先機関における授業料相当額（学費・登録料）
 - （2）奨学金
 - （3）往復渡航費
 - （4）保険料
 - （5）その他学長が必要と認める経費
- 2 前項第 1 号の授業料相当額は実費額とし、上限は 300,000 円とする。
- 3 第 1 項第 2 号の奨学金は、下記に定める金額を月額給付する。

留学先（国・地域）	支援額
指定都市	月額 100,000 円
甲地域	月額 80,000 円
乙地域	月額 70,000 円
丙地域	月額 60,000 円

※地域の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和 25 年法律第 114 号）及び「国家公務員等の旅費支給規程」（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）による。

4 第 1 項第 3 号の往復渡航費は、下記に定める金額を上限とする。

留学先（国・地域）	往復渡航費の上限
韓 国	50,000 円
中国・東南アジア	70,000 円
南アジア・オセアニア	100,000 円
北米・欧州	150,000 円
南米・アフリカ	250,000 円
上記以外の国・地域	別途協議

5 第 1 項第 4 号の保険料は実費額とし、原則として鹿児島大学が推薦する海外旅行傷害保険に加入することとする。

（他助成等との重複）

第 5 他助成等からの支援が決定している場合は、他助成等支援と重複する長期派遣留学による支援を辞退しなければならない。

2 前項の辞退を怠り、他助成からの重複支援を受けたことが後日判明した場合、支援額の全額について返納を求められることがある。

（申請）

第 6 長期派遣留学の支援を希望する者は、所定の期日までに所属する学部長又は研究科長の推薦を受けて、別に定める申請書及び関係書類を調べ、学長に申請するものとする。

（受給者の決定）

第 7 長期派遣留学の支援金受給者の選考については、国際交流委員会留学生部会で選考し、学長が決定する。

(報告及び活動)

第8 長期派遣留学を終えて帰国したときは、1ヶ月以内に留学終了報告書、成績証明書、単位取得証明書、海外における活動内容の証明書等の写しを添えて学長に報告するとともに、地域活性化に寄与する活動を行わなければならない。

(返還)

第9 長期派遣留学の支援の受給を受けた者は、別に定められた報告書の提出及び活動がいずれも行われない場合又は疾病等による止むを得ない理由により帰国した場合は半額を、自己都合により留学期間を満了する前に帰国した場合は全額を速やかに返還するものとする。ただし、学長が必要と認めた場合には、この限りでない。

(事務)

第10 長期派遣留学に関する事務は、学生部国際事業課において処理する。

(補則)

第11 この要項に定めるもののほか、長期派遣留学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年7月25日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。